

令和7年第1回神奈川県議会定例会議案

(令和6年度 条例その他)

目 次

番 号	件 名	ページ
定県第150号議案	収入証紙に関する条例を廃止する条例	1
定県第151号議案	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例	2
定県第152号議案	神奈川県立県民ホール条例の一部を改正する条例	3
定県第153号議案	神奈川県立神奈川近代文学館条例の一部を改正する条例	7
定県第154号議案	神奈川県立音楽堂条例の一部を改正する条例	8
定県第155号議案	神奈川県安心こども基金条例の一部を改正する条例	9
定県第156号議案	神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例の一部を改正する条例	10
定県第157号議案	神奈川県立かながわ労働プラザ条例の一部を改正する条例	11
定県第158号議案	神奈川県建築士法関係手数料条例の一部を改正する条例	13
定県第159号議案	神奈川県教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	14
定県第160号議案	神奈川県立のふれあいの村条例の一部を改正する条例	15
定県第161号議案	神奈川県警察運転免許センターにおける駐車場の使用料並びに運転練習及び運転適性検査の手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例	16
定県第162号議案	自動車保管場所証明書交付申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例	17
定県第163号議案	工事請負契約の締結について（主要地方道藤沢座間厚木新設橋梁（上部工）工事（その2）請負契約）	18
定県第164号議案	工事請負契約の締結について（県営鶴ヶ峰団地公営住宅新築工事（2期－建築）請負契約）	19
定県第165号議案	工事請負契約の締結について（県営鶴巻団地公営住宅新築工事（1期－建築－第1工区）請負契約）	20
定県第166号議案	工事請負契約の締結について（県営鶴巻団地公営住宅新築工事（1期－建築－第2工区）請負契約）	21
定県第167号議案	工事請負契約の締結について（県営寒川新橋団地公営住宅新築工事（1期－建築－第1工区）請負契約）	22
定県第168号議案	工事請負契約の締結について（県営二宮団地公営住宅新築工事（2期－建築）請負契約）	23
定県第169号議案	工事委託契約の締結について（2027年国際園芸博覧会神奈川県出展事業委託契約）	24

番 号	件 名	ページ
定県第170号議案	特定事業契約の変更について（県営上溝団地特定事業契約）	25
定県第171号議案	特定事業契約の変更について（県営追浜第一団地特定事業契約）	26
定県第172号議案	建設事業等に対する市町負担金について	27
定県第173号議案	債権の放棄について	29
定県第174号議案	訴訟の提起について	30
定県第175号議案	和解について	32

収入証紙に関する条例を廃止する条例

収入証紙に関する条例（昭和39年神奈川県条例第76号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に廃止前の収入証紙に関する条例第5条第1項の規定により販売された証紙（消印されたもの又は著しく汚染し、若しくは損傷したものを除く。以下同じ。）は、令和8年3月31日までの間に限り、なお従前の例により証紙による収入の方法により徴収する使用料及び手数料の納付のために使用することができる。
- 3 証紙を保有する者（廃止前の収入証紙に関する条例第5条第1項に規定する販売者（以下「販売者」という。）を除く。）は、令和12年9月30日までに申請したときに限り、その保有する証紙を県に返還して現金の還付を受けることができる。
- 4 販売者は、施行日前に買い受けた証紙を施行日以後遅滞なく、県に返還しなければならない。この場合において、令和12年9月30日までに申請したときに限り、現金の還付を受けることができる。
- 5 前項の規定により還付を受けようとする販売者は、返還しようとする証紙の額面金額の合計額に対応する販売手数料に相当する額を同時に納付しなければならない。

令和7年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

収入証紙制度の廃止に伴い、収入証紙に関する条例を廃止したいので提案するものであります。

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる 寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等 を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年神奈川県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人たすけあいあさひの項を削り、同表NPO法人ぶかぶかの項中「横浜市緑区霧が丘四丁目17番3号」を「横浜市青葉区鴨志田町66番地1」に改め、同表特定非営利活動法人かながわ森林インストラクターの会の項を削り、同表特定非営利活動法人だんだんの樹の項中「横浜市泉区領家二丁目6番地の1」を「横浜市泉区弥生台27番地2」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表NPO法人ぶかぶかの項の改正規定、同表特定非営利活動法人かながわ森林インストラクターの会の項を削る改正規定及び同表特定非営利活動法人だんだんの樹の項の改正規定並びに附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の別表特定非営利活動法人たすけあいあさひの項の規定は、この条例の施行の日前に同項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。
- 3 附則第1項ただし書に規定する規定の施行前に改正前の別表特定非営利活動法人かながわ森林インストラクターの会の項に規定する特定非営利活動法人に対して支出された寄附金に係る特定非営利活動法人の指定及び神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）第10条第2項の期間については、なお従前の例による。

令和7年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を削除等するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県立県民ホール条例の一部を改正する 条例

神奈川県立県民ホール条例（昭和49年神奈川県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分並びに同条第1号及び第2号中「県民ホール」を「神奈川芸術劇場」に改め、同条第4号中「前条に定める」を「神奈川芸術劇場の」に改める。

第5条中「県民ホール」を「神奈川芸術劇場」に改める。

第9条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「得て、」の次に「神奈川芸術劇場を」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、本館を休館日に臨時に開館し、又は臨時に休館することができる。

第10条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「得て、」の次に「神奈川芸術劇場の」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、本館の開館時間を臨時に変更することができる。

第11条第1項中「指定管理者」を「知事（神奈川芸術劇場にあつては、指定管理者。次項及び第18条において同じ。）」に改め、同条第2項中「指定管理者」を「知事」に改める。

第16条を第19条とする。

第15条中「指定管理者」を「知事」に改め、同条を第18条とする。

第14条中「県民ホール」を「神奈川芸術劇場」に改め、同条を第17条とし、第13条を第16条とする。

第12条第1項中「前条第1項」を「第11条第1項」に、「県民ホール」を「神奈川芸術劇場」に改め、同条第2項中「別表第1及び」を削り、同条を第15条とし、第11条の次に次の3条を加える。

（使用料の徴収）

第12条 本館の利用については、別表第1に定める額の使用料を徴収する。

- 2 前項の使用料は、前納とする。ただし、利用当日の追加利用に係る使用料及び駐車場使用料については、利用者は、当該利用が終了した後、速やかに清算し納付しなければならない。

（使用料の減免）

第13条 前条第1項の規定にかかわらず、知事は別に定めるところにより、使用料を減免することができる。

（使用料の不還付）

第14条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、知事が災害その他利用者の責めに帰することができない理由により本館を利用することができないと認めたときは、この限りでない。

別表第1中「利用料金の上限額」を「使用料」に改め、同表の1 施設利用料金の表中「1 施設利用料金」を「1 施設使用料」に改め、同表の(1)の表中「ホール利用料金」を「ホール使用料」に改め、別表第1の1 施設利用料金の表の(2)の表中「リハーサル室利用料金」を「リハーサル室使用料」に改め、別表第1の1 施設利用料金の表の(3)の表中「楽屋利用料金」を「楽屋使用料」に改め、

別表第1の1 施設利用料金の表の(4)の表中「ギャラリー利用料金」を「ギャラリー使用料」に改め、別表第1の1 施設利用料金の表の(5)の表中「会議室利用料金」を「会議室使用料」に改め、別表第1の1 施設利用料金の表の(6)の表中「駐車場利用料金」を「駐車場使用料」に改め、別表第1の1 施設利用料金の表の備考3中「(1)ホール利用料金、(2)リハーサル室利用料金又は(3)楽屋利用料金の表」を「(1)ホール使用料、(2)リハーサル室使用料又は(3)楽屋使用料の表」に、「係る利用料金」を「係る使用料」に改め、同表の備考4及び備考5中「利用料金」を「使用料」に改め、別表第1の2 設備利用料金の表の備考以外の部分中「設備利用料金」を「設備使用料」に、「利用料金の額」を「使用料の額」に改め、同表の備考1中「1施設利用料金の表備考3」を「1施設使用料の表備考3」に改め、同表の備考2及び備考3中「利用料金」を「使用料」に改める。

別表第2中「(第12条関係)」を「(第15条関係)」に改め、同表の1 施設利用料金の表の(1)の表中「209,520円」を「236,760円」に、「293,330円」を「331,470円」に、「335,240円」を「378,830円」に、「251,430円」を「284,120円」に、「377,140円」を「426,170円」に、

「

157,140円	220,000円
----------	----------

」を「

177,570円	248,600円
----------	----------

」に、

「

188,570円	282,860円	282,860円
----------	----------	----------

」を「

213,090円	319,640円	319,640円
----------	----------	----------

」に、

「104,760円」を「113,150円」に、「146,660円」を「158,400円」に、「167,620円」を「181,030円」に、「125,710円」を「135,770円」に、

「

188,570円	188,570円
----------	----------

」を「

203,660円	203,660円
----------	----------

」に、「89,040円」を「96,170円」

に、「124,660円」を「134,640円」に、「142,480円」を「153,880円」に、

「

157,140円	157,140円
----------	----------

」を「

169,720円	169,720円
----------	----------

」に改め、別表第2の1 施設

利用料金の表の(2)の表中

「

39,290円	55,000円	62,860円	47,140円
---------	---------	---------	---------

」を

「

44,400円	62,150円	71,040円	53,270円
---------	---------	---------	---------

に、「70,710円」を「79,910円」に、

「26,190円」を「28,290円」に、「36,660円」を「39,600円」に、「41,910円」を「45,270円」に、「31,430円」を「33,950円」に、

「

47,140円	47,140円
---------	---------

を「

50,920円	50,920円
---------	---------

に、

「

22,310円	31,220円
---------	---------

を「

24,100円	33,720円
---------	---------

に、「35,620円」を

「38,470円」に、

「

39,290円	39,290円
---------	---------

を「

42,440円	42,440円
---------	---------

に、「11,000円」を

「12,430円」に、「15,400円」を「17,410円」に、「17,600円」を「19,890円」に、「13,090円」を「14,800円」に、「19,690円」を「22,250円」に、「15,710円」を「17,760円」に、「22,000円」を「24,860円」に、「25,140円」を「28,410円」に、「18,860円」を「21,320円」に、「28,290円」を「31,970円」に、「14,140円」を「15,980円」に、「19,800円」を「22,380円」に、「22,630円」を「25,580円」に、「17,080円」を「19,310円」に、「25,560円」を「28,890円」に、「5,030円」を「5,690円」に、「7,020円」を「7,940円」に、「7,960円」を「9,000円」に、「6,080円」を「6,880円」に、「9,010円」を「10,190円」に、「7,120円」を「8,050円」に、「9,960円」を「11,260円」に、「11,310円」を「12,790円」に、「8,380円」を「9,470円」に、「12,570円」を「14,210円」に、「10,480円」を「11,850円」に、「14,660円」を「16,570円」に、「16,760円」を「18,940円」に、「3,660円」を「4,140円」に、「5,130円」を「5,800円」に、「5,860円」を「6,630円」に、「4,510円」を「5,100円」に、「6,710円」を「7,590円」に、「5,240円」を「5,930円」に、「7,330円」を「8,290円」に、「6,290円」を「7,110円」に、「9,430円」を「10,660円」に、「18,640円」を「21,070円」に、「26,090円」を「29,490円」に、

「

29,760円	22,310円
---------	---------

を「

33,630円	25,220円
---------	---------

に、「33,420円」を

「37,770円」に、「8,690円」を「9,820円」に、「12,160円」を「13,750円」に、「13,830円」を「15,630円」に、「10,580円」を「11,960円」に、「12,360円」を「13,970円」に、「17,290円」を「19,540円」に、「2,930円」を「3,320円」に、「4,090円」を「4,630円」に、「4,610円」を「5,210円」に、「3,460円」を「3,910円」に、「4,190円」を「4,740円」に、「7,440円」を「8,410円」に改め、別表第2の1施設利用料金の表の(3)の表中「1,570円」を「1,780円」に改め、別表第2の1施設利用料金の表の(4)の表中「470円」を「570円」に、「230円」を「280円」に、「110円」を「140円」に、「50円」を「60円」に改め、別表第2の2設備利用料金の表中「15,710円」を「18,860円」に、「11,520円」を「13,830円」に、「56,570円」を「67,890円」に、「1,890円」を「2,270円」に、「26,190円」を「31,430円」に、「22,000円」を「26,400円」に、「23,040円」を「27,650円」に、「210円」を「260円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の第5条の規定により指定管理者の指定を受けたものは、この条例の施行の日前においても、同日以後の神奈川芸術劇場の利用に係る利用料金について、改正後の別表第2の規定の例により、改正前の第12条第2項の規定による知事の承認を得ることができる。
- 3 前項の場合において、当該承認を得た日の翌日からこの条例の施行の日の前日までの間に同項の承認を得た期間に係る利用の申込みがあったときは、当該利用に係る利用料金は、同項の規定による知事の承認を得た額とする。

令和7年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県民ホール本館の休館に伴い、指定管理者が管理する施設等の対象範囲を見直すとともに、物価高騰の影響等に対応するため、神奈川芸術劇場の利用料金の上限額の引上げを行うなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県立神奈川近代文学館条例の一部を 改正する条例

神奈川県立神奈川近代文学館条例（昭和59年神奈川県条例第3号）の一部を次のように改正する。
別表第1中「2,040円」を「2,440円」に、「2,520円」を「3,020円」に、「3,130円」を「3,750円」に、「950円」を「1,140円」に、「1,210円」を「1,450円」に、「1,560円」を「1,870円」に、「410円」を「490円」に、「530円」を「630円」に、「660円」を「790円」に改める。

別表第2中「260円」を「310円」に、「160円」を「190円」に、「110円」を「130円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 神奈川県立神奈川近代文学館条例第5条の規定により指定管理者の指定を受けたものは、この条例の施行の日前においても、同日以後の神奈川県立神奈川近代文学館の施設の利用及び展示室に展示している近代文学資料の観覧に係る利用料金について、改正後の別表第1及び別表第2の規定の例により、神奈川県立神奈川近代文学館条例第12条第2項の規定による知事の承認を得ることができる。
- 3 前項の場合において、当該承認を得た日の翌日からこの条例の施行の日の前日までの間に同項の承認を得た期間に係る利用の申込みがあったときは、当該利用に係る利用料金は、同項の規定による知事の承認を得た額とする。

令和7年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

物価高騰の影響等に対応するため、近代文学館の利用料金の上限額の引上げについて、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県立音楽堂条例の一部を改正する 条例

神奈川県立音楽堂条例（平成7年神奈川県条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「82,270円」を「98,730円」に、「90,750円」を「108,900円」に、「104,050円」を「124,860円」に、「108,900円」を「130,680円」に、「117,370円」を「140,850円」に、「50,810円」を「60,980円」に、「61,710円」を「74,060円」に、「77,430円」を「92,920円」に、「79,850円」を「95,820円」に、「84,700円」を「101,640円」に改める。

別表第2中「13,790円」を「16,550円」に、「5,790円」を「6,950円」に、「8,840円」を「10,610円」に、「2,650円」を「3,180円」に、「7,490円」を「8,990円」に、「1本1回」を「1式、1台又は1本1回」に、「2,410円」を「2,900円」に、「6,880円」を「8,260円」に、「210円」を「260円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 神奈川県立音楽堂条例第5条の規定により指定管理者の指定を受けたものは、この条例の施行の日前においても、同日以後の神奈川県立音楽堂の利用に係る利用料金について、改正後の別表第1及び別表第2の規定の例により、神奈川県立音楽堂条例第12条第2項の規定による知事の承認を得ることができる。
- 3 前項の場合において、当該承認を得た日の翌日からこの条例の施行の日の前日までの間に同項の承認を得た期間に係る利用の申込みがあったときは、当該利用に係る利用料金は、同項の規定による知事の承認を得た額とする。

令和7年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

物価高騰の影響等に対応するため、音楽堂の利用料金の上限額の引上げを行うなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県安心こども基金条例の一部を 改正する条例

神奈川県安心こども基金条例（平成21年神奈川県条例第6号）の一部を次のように改正する。
附則第2項中「令和7年6月30日」を「令和12年6月30日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

神奈川県安心こども基金条例の有効期限を延長するため、所要の改正をしたいので提案するもの
あります。

神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例の 一部を改正する条例

神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例（平成22年神奈川県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「として医師法」を「(以下「基幹型臨床研修病院」という。)として同法」に改める。

第10条第1項第1号イ中「臨床研修」を「特定臨床研修」に改め、同項第2号中「継続従事期間」の次に「又は特定医師業務継続従事期間」を加え、「特定医師業務上」を「特定医師業務又は特定臨床研修若しくは県外臨床研修（以下「特定医師業務等」という。）中」に、「特定医師業務に」を「特定医師業務等に」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 次に掲げる場合のいずれにも該当した場合において、キャリア形成プログラムに従い、特定医師業務に継続して従事した期間（以下「特定医師業務継続従事期間」という。）が、特定期間に達したとき。

ア 災害等により知事の定める日までに特定臨床研修を受けることを決定することが困難な場合において、基幹型臨床研修病院として医師法第16条の2第1項の規定による指定を受けた病院であって、県外に所在するものが作成した臨床研修プログラムに基づく臨床研修（以下「県外臨床研修」という。）を受けることが知事の定める日までに決定し、当該県外臨床研修を修了したとき。

イ 県外臨床研修が修了した日の属する月の末日（災害等が生じた場合にあつては、知事が定める日）までに特定医師業務に従事することが決定し、当該特定医師業務に従事したとき。

第10条第2項中「前項第1号」の次に「及び第2号」を加え、「特定医師業務」を「特定医師業務等」に改め、「継続従事期間」の次に「及び特定医師業務継続従事期間」を加える。

第12条中「第10条第1項第1号」の次に「又は第2号」を加える。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第10条の規定（同条第1項第2号アに規定する県外臨床研修に係る部分に限る。）は、令和6年度以降に神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例第2条第1号に規定する大学を卒業した者から適用する。

令和7年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

将来県内において地域医療の業務に従事する医師の育成及び確保を図るため、臨床研修等に関し、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県立かながわ労働プラザ条例の 一部を改正する条例

神奈川県立かながわ労働プラザ条例（平成7年神奈川県条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1 多目的ホール等利用料金の表中「12,890円」を「13,920円」に、「16,340円」を「17,640円」に、「9,320円」を「10,060円」に、「11,730円」を「12,660円」に、「5,560円」を「6,000円」に、「7,230円」を「7,800円」に、「4,090円」を「4,410円」に、「5,130円」を「5,540円」に、「9,110円」を「9,830円」に、「5,240円」を「5,650円」に、「6,490円」を「7,000円」に、「1,780円」を「1,920円」に、「2,090円」を「2,250円」に、「2,620円」を「2,820円」に、

「

同
730円
同
730円

」を「

同
780円
同
780円

」に、

「940円」を「1,010円」に、「1,160円」を「1,250円」に、「840円」を「900円」に、「1,040円」を「1,120円」に、「2,200円」を「2,370円」に、「2,830円」を「3,050円」に、「3,560円」を「3,840円」に、「1,360円」を「1,460円」に、「1,680円」を「1,810円」に、「3,040円」を「3,280円」に、「3,880円」を「4,190円」に、「4,820円」を「5,200円」に、「2,510円」を「2,710円」に、「3,240円」を「3,490円」に、「1,260円」を「1,360円」に、「1,570円」を「1,690円」に、「2,720円」を「2,930円」に改め、別表第1の2 ギャラリー利用料金の表中「2,140円」を「2,310円」に、「1,360円」を「1,460円」に改め、別表第1の3 音楽スタジオ利用料金の表中「1,210円」を「1,300円」に、「1,100円」を「1,180円」に改め、別表第1の4 駐車場利用料金の表中「420円」を「450円」に、「210円」を「220円」に、「1,500円」を「1,620円」に改める。

別表第2の1 多目的ホール等設備利用料金の表ビデオシステムの項を削り、同表中

「

同	790円
---	------

」を「

1時間	850円
-----	------

」

に、「340円」を「360円」に、「420円」を「450円」に改め、同表トレーニング機器一式の項及び同表の備考を削り、別表第2の2 音楽スタジオ設備利用料金の表中「1,100円」を「1,180円」に、「580円」を「620円」に、「680円」を「730円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 神奈川県立かながわ労働プラザ条例第5条の規定により指定管理者の指定を受けたものは、この条例の施行の日前においても、同日以後の神奈川県立かながわ労働プラザの利用に係る利用料金について、改正後の別表第1及び別表第2の規定の例により、神奈川県立かながわ労働プラザ条例第

12条第2項の規定に基づく知事の承認を得ることができる。

- 3 前項の場合において、当該承認を得た日の翌日からこの条例の施行の日の前日までの間に同項の承認を得た期間に係る利用の申込みがあったときは、当該利用に係る利用料金は、同項の規定による知事の承認を得た額とする。

令和7年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

物価高騰の影響等に対応するため、かながわ労働プラザの利用料金の上限額の引上げを行うなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県建築士法関係手数料条例の一部を 改正する条例

神奈川県建築士法関係手数料条例（平成12年神奈川県条例第14号）の一部を次のように改正する。
別表4の項(1)中「1万6,000円」を「2万2,000円」に改め、同項(2)中「1万1,000円」を「2万円」
に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に申請書を受理しているものに係る手数料については、なお従前の例による。

令和7年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

国が新たに示した手数料の考え方を踏まえ、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録手数料の額を改定するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県教育委員会の事務処理の特例に 関する条例の一部を改正する条例

神奈川県教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条の表2の項中「(法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)」及び「及び法附則第2条第1項の給付（以下この項において「特例給付」という。）」を削り、「並びに児童手当及び特例給付の」を「及びその」に改め、「市町村」の次に「(横浜市、川崎市及び相模原市を除く。)」を加え、同表中3の項から5の項までを削り、6の項を3の項とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）附則第13条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第12条の規定による改正前の児童手当法（昭和46年法律第73号）附則第2条第1項の給付の受給資格及びその額の認定に係る事務については、改正前の第2条の表2の項の規定の例により、市町村（横浜市、川崎市及び相模原市を除く。）が処理するものとする。

令和7年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、児童手当法に基づく特例給付に係る規定を削除するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県立のふれあいの村条例の一部を 改正する条例

神奈川県立のふれあいの村条例（平成2年神奈川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表宿泊を伴う利用の項中「330円」を「360円」に改め、「後期課程に在学する者を含む。以下同じ。）」の次に「及び65歳以上の者」を加え、「660円」を「720円」に改め、「及び65歳以上の者」を削り、「1,100円」を「1,220円」に改め、同表宿泊を伴わない利用の項中「170円」を「180円」に、「高校生」を「高校生及び65歳以上の者」に、「330円」を「360円」に、「550円」を「610円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 神奈川県立のふれあいの村条例第5条の規定により指定管理者の指定を受けたものは、この条例の施行の日前においても、同日以後の神奈川県立のふれあいの村の利用に係る利用料金について、改正後の別表の規定の例により、神奈川県立のふれあいの村条例第11条第2項の規定に基づく神奈川県教育委員会の承認を得ることができる。
- 3 前項の場合において、当該承認を得た日の翌日からこの条例の施行の日の前日までの間に同項の承認を得た期間に係る利用の申込みがあったときは、当該利用に係る利用料金は、同項の規定による神奈川県教育委員会の承認を得た額とする。

令和7年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

物価高騰の影響等に対応するため、ふれあいの村の利用料金の上限額の引上げを行うなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県警察運転免許センターにおける 駐車場の使用料並びに運転練習及び運転 適性検査の手数料の徴収に関する条例の 一部を改正する条例

神奈川県警察運転免許センターにおける駐車場の使用料並びに運転練習及び運転適性検査の手数料の徴収に関する条例（昭和42年神奈川県条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「4,120円」を「4,650円」に、「8,700円」を「9,650円」に、「9,110円」を「9,850円」に、「8,440円」を「9,350円」に、「8,850円」を「9,600円」に、「7,990円」を「9,350円」に、「3,760円」を「4,250円」に、「6,350円」を「7,450円」に、「8,240円」を「9,400円」に、「7,780円」を「8,950円」に改め、同表の備考中「2,390円」を「2,400円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前の自動車の運転の練習に係る手数料については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和7年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

道路交通法施行令の一部改正を踏まえ、運転練習手数料等の額を改定するため、所要の改正をしたので提案するものであります。

自動車保管場所証明書交付申請手数料等 徴収条例の一部を改正する条例

自動車保管場所証明書交付申請手数料等徴収条例（昭和47年神奈川県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条を削る。

第4条中「前2条」を「前条」に改め、同条を第3条とし、第5条を第4条とする。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に警察署長が自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項ただし書に規定する通知を行った場合における自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第35号）による改正前の自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第1項に規定する保管場所標章の交付に係る手数料については、なお従前の例による。

令和7年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部改正に伴い、保管場所標章交付手数料及び保管場所標章再交付手数料を廃止するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

工事請負契約の締結について

県営鶴ヶ峰団地公営住宅新築工事（2期一建築）請負契約を次により締結するものとする。

- 1 請負契約者名 三木・三共特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社三木組
代表取締役 三 木 康 郎
- 2 請負契約金額 10億5,717万4,338円

令和7年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

県営鶴ヶ峰団地公営住宅新築工事（2期一建築）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

工事請負契約の締結について

県営鶴巻団地公営住宅新築工事（1期－建築－第1工区）請負契約を次により締結するものとする。

- 1 請負契約者名 門倉組・田中建設工業特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社門倉組
代表取締役 小 澤 幸 喜

- 2 請負契約金額 9億1,785万5,950円

令和7年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

県営鶴巻団地公営住宅新築工事（1期－建築－第1工区）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

工事請負契約の締結について

県営鶴巻団地公営住宅新築工事（1期－建築－第2工区）請負契約を次により締結するものとする。

- 1 請負契約者名 小島・勝俣特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社小島組
代表取締役 小 島 正 也
- 2 請負契約金額 12億4,794万8,493円

令和7年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

県営鶴巻団地公営住宅新築工事（1期－建築－第2工区）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

工事請負契約の締結について

県営寒川新橋団地公営住宅新築工事（1期－建築－第1工区）請負契約を次により締結するものとする。

- 1 請負契約者名 株式会社正建
代表取締役 義見亮太
- 2 請負契約金額 6億2,159万8,406円

令和7年2月12日提出

神奈川県知事 黒岩祐治

（提案理由）

県営寒川新橋団地公営住宅新築工事（1期－建築－第1工区）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

工事請負契約の締結について

県営二宮団地公営住宅新築工事（2期一建築）請負契約を次により締結するものとする。

- 1 請負契約者名 関野・山本特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社関野建設
代表取締役 関 野 滋 一
- 2 請負契約金額 17億8,909万2,976円

令和7年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

県営二宮団地公営住宅新築工事（2期一建築）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

工事委託契約の締結について

2027年国際園芸博覧会神奈川県出展事業委託契約を次により締結するものとする。

- 1 委託契約者名 D S H神奈川県出展事業特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社電通ライブ
代表取締役社長執行役員 高 木 正 彦
- 2 委託契約金額 15億7,300万円

令和7年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

2027年国際園芸博覧会神奈川県出展事業委託契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

特定事業契約の変更について

令和4年10月14日定県第80号をもって議決を経た県営上溝団地の特定事業契約を次のとおり変更するものとする。

- 1 契約者名 東京都港区虎ノ門2丁目2番1号
大成ユーレック株式会社
代表取締役社長 青木 卓
横浜市戸塚区戸塚町157番地
大洋建設株式会社
代表取締役 黒田 憲一
横浜市南区新川町5丁目28番地
株式会社小俣組
代表取締役 小俣 順一
東京都文京区本郷1丁目28番34号
株式会社市浦ハウジング&プランニング東京支店
支店長 小倉 啓太
海老名市中央3丁目3番32号
株式会社むげん
代表取締役社長 吉水 慶介
相模原市中央区富士見3丁目15番7号
株式会社美都住販
代表取締役 海崎 茂
- 2 原契約金額 132億8,777万6,645円
- 3 変更契約金額 143億2,544万1,902円

令和7年2月12日提出

神奈川県知事 黒岩 祐治

(提案理由)

特定事業契約に基づく建設費用の物価変動による改定等に伴い、県営上溝団地の特定事業契約を変更したいので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により提案するものであります。

特定事業契約の変更について

令和4年10月14日定県第81号をもって議決を経た県営追浜第一団地の特定事業契約を次のとおり変更するものとする。

- 1 契約者名 横浜市戸塚区小雀町129番地3
小雀建設株式会社
代表取締役 小 泉 和 雄
横浜市磯子区西町5番11号
株式会社金子設計
代表取締役 荒 井 恒 和
横浜市旭区二俣川二丁目21番地1
津久見建設株式会社
代表取締役 鷺 原 浩
- 2 原契約金額 34億5,386万5,800円
- 3 変更契約金額 39億4,917万3,148円

令和7年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

特定事業契約に基づく建設費用の物価変動による改定等に伴い、県営追浜第一団地の特定事業契約を変更したいので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により提案するものであります。

建設事業等に対する市町負担金について

県で実施する建設事業等に要する経費の一部を、次の範囲内においてそれぞれ負担させるものとする。

既定の負担額を変更するもの

事業名	市町名	既定額	変更額
農村振興総合整備事業	綾瀬市	16,475 ^{千円}	0 ^{千円}
農道整備事業	小田原市	70,950	62,314
農地保全事業	小田原市	2,775	500
湛水防除事業	小田原市	9,075	5,497
〃	大井町	725	439
県営漁港整備事業	小田原市	1,500	500
相模川流域下水道事業	相模原市	446,981	291,830
〃	平塚市	198,937	129,871
〃	藤沢市	13,596	8,868
〃	茅ヶ崎市	153,097	99,961
〃	厚木市	198,865	129,799
〃	伊勢原市	30,212	19,718
〃	海老名市	107,022	69,864
〃	座間市	77,465	50,566
〃	綾瀬市	21,233	13,858
〃	寒川町	50,989	33,262
〃	大磯町	20,127	13,131
〃	愛川町	42,965	28,027
酒匂川流域下水道事業	小田原市	268,987	213,009
〃	秦野市	4,126	3,266
〃	南足柄市	70,638	55,854
〃	二宮町	19,103	15,122
〃	中井町	14,070	11,130
〃	大井町	15,435	12,229
〃	松田町	9,080	7,192
〃	山北町	16,938	13,407
〃	開成町	31,829	25,177

”	箱 根 町	304,307	237,264
相模川流域下水道管理事業	相 模 原 市	3,221,949	3,154,070
”	平 塚 市	1,417,873	1,386,197
”	藤 沢 市	63,310	61,614
”	茅 ヶ 崎 市	1,208,000	1,178,332
”	厚 木 市	1,370,300	1,324,933
”	伊 勢 原 市	188,733	183,910
”	海 老 名 市	765,893	743,901
”	座 間 市	536,226	522,293
”	綾 瀬 市	127,733	123,159
”	寒 川 町	230,897	223,736
”	大 磯 町	94,018	91,997
”	愛 川 町	169,600	163,590
酒匂川流域下水道管理事業	小 田 原 市	2,012,497	1,951,781
”	秦 野 市	33,242	31,757
”	南 足 柄 市	347,185	331,900
”	二 宮 町	148,209	141,729
”	中 井 町	85,169	81,449
”	大 井 町	126,515	124,340
”	松 田 町	78,338	74,993
”	山 北 町	99,762	94,302
”	開 成 町	197,729	189,659

令和7年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県が行う建設事業等で市町を利するものについて、その受益の限度においてそれぞれ経費の一部を負担させるため、土地改良法第91条第6項、地方財政法第27条第2項及び下水道法第31条の2第2項の規定により提案するものであります。

債権の放棄について

次の債権を放棄するものとする。

1 医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業にかかる補助金

債務者名	住 所	債権の総額	放 棄 額	放棄する理由
		円 1,000,000	円 1,000,000	債務者の死亡 及び相続人の 相続放棄
計 1 名		1,000,000	1,000,000	

2 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

債務者名	住 所	債権の総額	放 棄 額	放棄する理由
		円 300,000	円 300,000	債務者の死亡 及び相続人の 相続放棄
		300,000	300,000	”
計 2 名		600,000	600,000	

令和7年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業にかかる補助金等の3債権を放棄したいので、地方自治法第96条第1項の規定により提案するものであります。

(提案理由)

県営住宅の不適正居住者に対し、建物の明渡し及び損害金支払請求の訴訟を提起したいので提案するものであります。

和解について

民事訴訟法第89条に基づく和解をするものとする。

- 1 件名 県が協同組合に貸し付けた中小企業高度化資金の連帯保証人の長男及び長女
に対する詐欺行為取消請求事件に係る和解
- 2 和解の相手方 

- 3 和解金額 600万円

令和7年2月12日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県が協同組合に貸し付けた中小企業高度化資金の連帯保証人の長男及び長女に対する詐欺行為取消請求事件について、民事訴訟法第89条により横浜地方裁判所相模原支部から和解勧告があり、これに応じたいので提案するものであります。